

洋上風力に関する設備投資支援について

令和3年4月1日

経済産業省製造産業局産業機械課
経済産業省産業技術環境局環境経済室

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の概要

事業の目的

この補助事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とします。

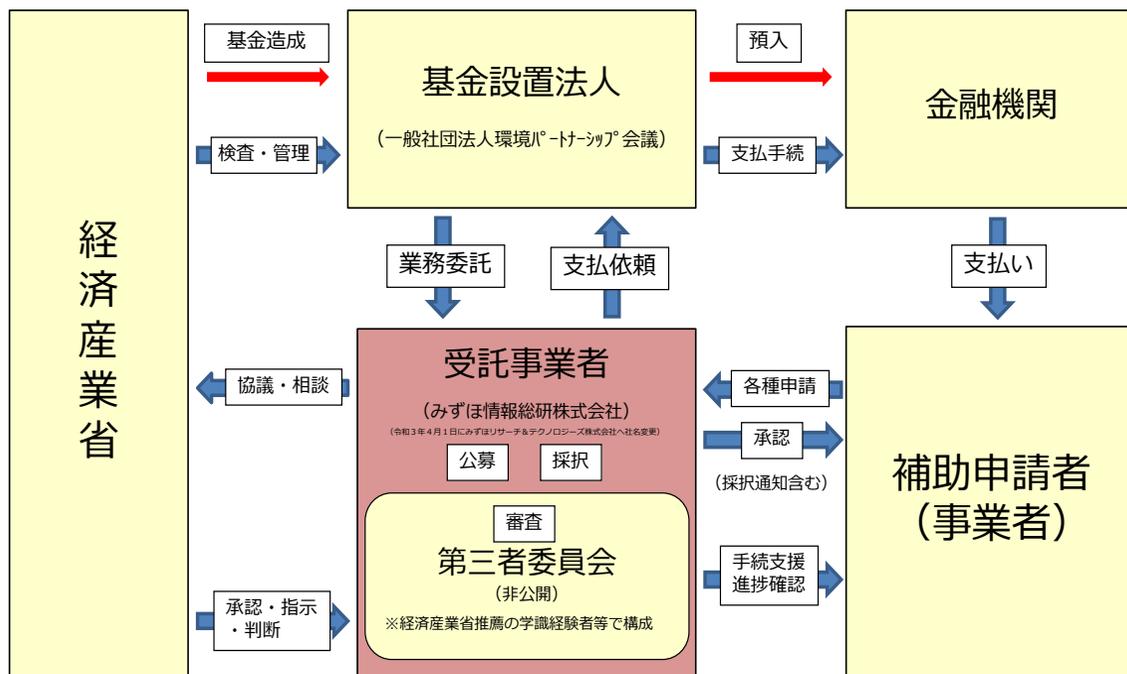
予算

・ 2, 108億円(令和2年度第3次補正予算)

補助対象・補助率等

補助対象	建物・設備の導入等
補助率	[大企業] 1 / 2 以内 [中小企業等] 2 / 3 以内 ※補助対象事業A・Bは、補助対象経費に応じて段階的に低減
補助上限	[補助対象事業A・B] 100億円 [中小企業特例事業] 5億円
事業期間	原則3年間 (大規模投資案件は4年間)

本補助金の執行スキーム



補助対象事業

A

生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業

B

感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資の生産拠点等の整備事業

生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業

中小企業
特例事業

補助対象要件

※ア、イ、ウいずれも満たすこと

ア. 生産拠点の集中度

補助事業により生産する製品・部素材の生産拠点の海外集中度が、国内全体で50%以上であること

イ. 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材であること ※次ページに掲げる製品及びその部素材など

ウ. 設備機械装置の先端性

補助対象となる設備機械装置の性能（仕様・スペック）が、先端的であること

※以下に掲げる製品又は物流施設であること

<工場>

ワクチン用注射針・シリンジ、医療用ゴム手袋、ドライアイス
メルトブロー不織布用生産ノズル
医薬品低温物流関連物資（温度ロガー、保冷容器、保冷剤、冷蔵・冷凍庫）

<物流施設>

医薬品低温物流

※ア、イ、ウ、エ、オいずれも満たすこと

ア. 中小企業であること

イ. 補助対象要件Aのうちア及びイを満たす製品・部素材（以下「対象製品」という。）のサプライチェーンに関連し、当該対象製品の生産等を行う事業者と直接又は間接に取引関係がある事業者であること

ウ. 当該事業者が、対象製品の生産等を行う事業者にとって必要不可欠（＝代替が効かない）製品・部素材（以下「部品等」という。）の生産等を行っていること（ただし、市場から直ちに入手可能な汎用品は除く。）

エ. 対象製品の生産等を行う事業者にとって、当該事業者からの部品等の供給が滞ることにより、対象製品の生産計画に支障を来すおそれがあること

オ. 部品等の生産能力を拡大する投資であること

補助率

大企業 中小企業等

1/2
以内
～

2/3
以内
～

1/4
以内

1/4
以内

※補助対象経費の額に応じ
て段階的に低減する

※補助金限度額は100億円

2/3
以内

※補助金限度額は5億円

補助対象事業 A で対象要件となる製品・部素材

以下に掲げる製品及びその部素材（レアメタル・レアアース等）

デジタル	半導体関連（メモリ、パワー半導体／パワーデバイス、ロジック半導体、センサー、電子回路基板、半導体製造装置、半導体副素材 等） 次世代自動車関連（車載通信機器 等） ロボット部品 ドローン部品 ディスプレイ 光ファイバー部材 等
グリーン	電動車関連（車載用電池、モーター 等） 洋上風力発電関連（ナセル、ブレード・ハブ、タワー、基礎、発電機等部品 等） 航空機関連（エンジン部品、翼構成部品 等） 高効率ガスタービン部品 定置用蓄電池 等

スケジュール



※外部有識者による
審査

※採択先公表日については、応募申請
件数次第で前後する可能性があるため、
必ず7月に公表するわけではありません。

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- このため、**産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設**。計画認定制度に基づき、**①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除又は50%の特別償却を新たに措置**※する。

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、後述のDX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

制度概要

【適用期限：令和5年度末まで】

①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入

②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

対象

○温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品の生産に専ら使用される設備
※対象設備は、機械装置。

○事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備（※）
※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上。

<措置内容>

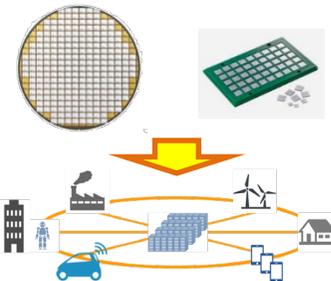
税額控除10%又は特別償却50%

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

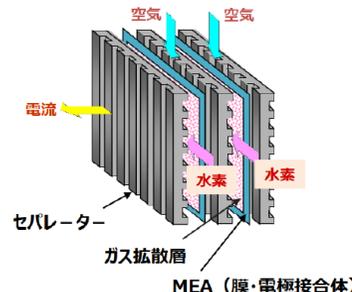
3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50%
3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%

<製品イメージ>

【化合物パワー半導体】



【燃料電池】



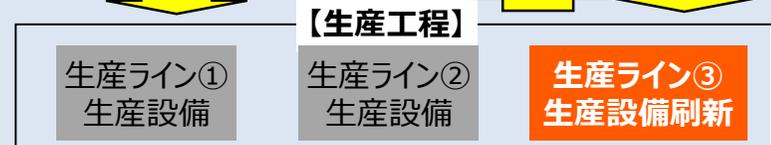
<計画イメージ>

【外部電力からの調達】



【エネルギー管理設備】

新規導入



(参考) 大きな脱炭素化効果を持つ製品について

- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和2年12月25日策定）において、税制支援の対象となる「大きな脱炭素化効果を持つ製品」を以下の通り規定。

【上記戦略より抜粋】

(i) 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備の導入

「革新的環境イノベーション戦略」（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定）では、温室効果ガス削減量が大きく、日本が技術力を持つとされる全39テーマが設定されている。この39テーマのうち、我が国の二酸化炭素排出量の4割以上を占めるエネルギー転換部門に着目し、当該部門に関する製品のうち、足下の投資ニーズはあるものの、民間企業の自律的取組のみでは初期の導入拡大が難しいと見込まれる以下の製品の生産に専ら使用される設備の導入を支援する。

<対象製品>

- ✓ 化合物パワー半導体素子又は当該素子の製造に用いられる半導体基板
- ✓ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車用リチウムイオン蓄電池
- ✓ 定置用リチウムイオン蓄電池（充放電サイクル7,300回以上を満たすもの）
- ✓ 燃料電池（発電効率50%以上、総合効率97%以上、純水素を燃料とすること、のいずれかを満たすもの）
- ✓ **洋上風力発電設備（1基当たり定格出力9MW以上を満たすもの）の主要専用部品（ナセル、発電機、増速機、軸受、タワー、基礎）**